

新潟市浄化槽事業条例施行規則をここに公布する。

平成 23 年 3 月 31 日

新潟市長 篠田 昭

新潟市規則第 40 号

新潟市浄化槽事業条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、新潟市浄化槽事業条例（平成 22 年新潟市条例第 37 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例第 2 条第 1 項第 5 号の規則で定める家屋)

第 2 条 条例第 2 条第 1 項第 5 号の規則で定める家屋は、次に掲げるとおりとする。

(1) 事業者が建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条第 1 項又は第 6 条の 2 第 1 項に規定する確認（以下「建築確認」という。）を受けて建築し、販売する家屋

(2) 国，地方公共団体又は独立行政法人（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人をいう。）が所有し、又は使用する家屋

2 条例第 26 条第 1 項の住宅には、前項第 2 号に掲げる家屋は含まないものとする。

(公設浄化槽の設置の申請等)

第 3 条 条例第 4 条第 1 項の規定による申請は、別記様式第 1 号に、次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

(1) 公設浄化槽を設置しようとする住宅の場所及びその付近の見取図

(2) 公設浄化槽を設置しようとする住宅の配置図（公設浄化槽を設置しようとする土地の境界線，その土地に接する道路及び公設浄化槽を設置しようとする場所を明示したもの）

(3) 公設浄化槽を設置しようとする住宅の各階平面図（水洗便所、浴室、台所その他の汚水の流出口のある施設の位置を明示したもの）

(4) 放流先、放流先までの経路その他放流先の概況を記載した図面

(5) 公設浄化槽設置同意書（別記様式第2号）

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 条例第4条第1項の規定による申請に係る住宅が建築確認を要する場合は、当該申請は、建築確認を受けなければならない者が行わなければならない。この場合において、当該者は、建築確認を受けた後速やかに、建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の確認済証の写しを市長に提出しなければならない。

3 条例第4条第2項の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 設置を希望する住宅が現に使用され、又は使用されようとするものであること。

(2) 設置を希望する住宅がその延べ面積の2分の1以上に相当する部分を専ら人の居住の用に供するものであること。

(3) 申請者が設置を希望する住宅に係る住宅所有者等であること。

(4) 浄化槽を設置するのに適した場所があること。

(5) 設置工事時に浄化槽及び工作機器の搬入経路を確保できること。

(6) 公設浄化槽を設置する土地の無償使用について同意があること。

(7) 放流先又は放流先までの経路に係る土地、家屋等に権利を有する者と適正な調整がなされていること。

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

4 条例第4条第3項の規定による通知は、別記様式第3号により行うものとする。

（設置工事計画）

第4条 市長は、条例第4条第2項の規定により公設浄化槽の設置を決定したときは、次に掲げる事項を定めた設置工事計画を作成し、申請者の承認を求めるものとする。設置工事計画を変更したときも、同様とする。

(1) 工事の内容

(2) 工事の時期

(3) 前2号に掲げるもののほか、工事の実施に必要な事項

2 申請者は、前項の設置工事計画を承認するときは、市長に別記様式第4号を提出しなければならない。

3 前項の規定により設置工事計画を承認した申請者は、当該設置工事計画に基づく公設浄化槽の設置について必要な協力をしなければならない。

4 申請者は、第1項の設置工事計画に異議があるときは、市長に対し、変更を求めることができる。

(設置完了の通知)

第5条 市長は、前条第1項の設置工事計画に基づく工事が完了したときは、申請者に対し、速やかに別記様式第5号により通知するものとする。

(標準的な工事)

第6条 条例第6条の規則で定める標準的な工事は、次に掲げるとおりとする。

(1) 浄化槽の設置工事

(2) 浄化槽から1メートル以内の流入管、放流管及びます（敷地内に設置するものに限る。）の設置工事

(3) ブロワ及び送風管の設置工事

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める工事

(住宅の規模等の変更の届出)

第7条 条例第7条第1項の規定による住宅の規模又は用途の変更の届出は、別記様式第6号により行わなければならない。

(公設浄化槽の規模の変更の申請等)

第8条 条例第7条第2項の規定による申請は、別記様式第7号に、次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

- (1) 公設浄化槽の規模を変更しようとする住宅の場所及びその付近の見取図
- (2) 公設浄化槽の規模を変更しようとする住宅の配置図（公設浄化槽を設置してある土地の境界線，その土地に接する道路及び公設浄化槽を設置してある場所を明示したもの）
- (3) 公設浄化槽の規模を変更しようとする住宅の各階平面図（水洗便所，浴室，台所その他の汚水の流出口のある施設の位置を明示したもの）
- (4) 放流先，放流先までの経路その他放流先の概況を記載した図面
- (5) 前各号に掲げるもののほか，市長が必要と認める書類

2 第3条第2項の規定は，公設浄化槽の規模の変更の申請について準用する。

3 条例第7条第3項において準用する条例第4条第2項の規則で定める事項は，次に掲げるとおりとする。

- (1) 住宅の規模又は用途の変更に伴い公設浄化槽の規模を変更するものであること。
- (2) 公設浄化槽の規模の変更を希望する住宅がその延べ面積の2分の1以上に相当する部分を専ら人の居住の用に供するものであること。
- (3) 浄化槽を設置するのに適した場所があること。
- (4) 放流先又は放流先までの経路に係る土地，家屋等に権限を有する者と適正な調整がなされていること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか，市長が必要と認める事項

4 条例第7条第3項において準用する条例第4条第3項の規定による通知は，別記様式第8号により行うものとする。

（公設浄化槽の移動等の承認の申請）

第9条 条例第8条第1項の規定による申請は，別記様式第9号により行わなければならない。

（排水設備の構造基準）

第10条 条例第10条の規則で定める構造基準は，次に掲げるとおりとする。

- (1) 排水管の内径は、１００ミリメートル以上とすること。ただし、市長が特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。
 - (2) 排水管は、硬質塩化ビニル管を使用し、暗渠^{きよ}とすること。
 - (3) 排水管のこう配は、１００分の１以上とすること。ただし、市長がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。
 - (4) 排水管の起点、終点、合流点、屈曲点及び著しくこう配の変化する箇所並びに直線部においては、その管渠^{きよ}の長さがその内径又は内のり幅の１２０倍を超えない範囲内の箇所にます又はマンホールを設けること。
 - (5) 地下室その他汚水の自然流下が充分でない場所には、ポンプ施設を設けること。
 - (6) 水洗便所、浴室、台所その他の汚水の流出口のある施設には、防臭装置を取り付けること。
 - (7) 防臭装置の封水がサイホン作用又は逆圧によって破られるおそれがあるときは、通気管を設けること。
 - (8) 浴室、台所その他の汚水の流出口のある施設（水洗便所を除く。）には、固形物の流下をとどめるために有効な目幅を持ったストレーナーを設けること。
 - (9) 土砂、油脂等を多量に排出する箇所には、有効な位置に阻集器を設けること。
- (工事計画書等の承認)

第１１条 条例第１１条第１項の工事計画書は、別記様式第１０号によるものとする。

２ 条例第１１条第１項の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 排水設備の新設等を行おうとする場所の見取図
- (2) 次に掲げる事項を記載した縮尺３００分の１以上の平面図
 - ア 排水設備を設置する土地の境界線、その土地に接する道路及び公設浄化槽の位置
 - イ 公設浄化槽を設置する住宅その他その土地内の建築物及び工作物の位置
 - ウ 水洗便所、浴室、台所その他の汚水の流出口のある施設の位置
 - エ 排水管渠^{きよ}及びますの配置、形状、寸法及びこう配

オ 放流先及び放流先までの経路その他放流先の概況

(3) 排水管渠^{きよ}の長さ、深さ及びこう配並びにますの深さを表示した縦断面図

(4) ポンプ施設を設けるときは、その構造、能力、形状、寸法、位置等を表示した図面

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(承認事項の変更)

第12条 条例第11条第2項本文の承認を受けようとする者は、別記様式第10号に前条第2項各号に掲げる書類のうち、その変更に係るものを添付して市長に提出しなければならない。

(軽微な変更)

第13条 条例第11条第2項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるとおりとする。

(1) ますのふたの取替え

(2) 防臭装置その他の排水設備の付帯設備の修繕工事

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が認める工事

(排水設備の工事の完了の届出)

第14条 条例第13条第1項の規定による届出は、別記様式第11号により行わなければならない。

(検査済証の掲示)

第15条 条例第13条第2項の検査済証は、別記様式第12号によるものとする。

2 条例第13条第2項の規定により検査済証の交付を受けた住宅所有者等は、当該検査済証を排水設備の設置場所の門柱その他の見やすい場所に掲示しなければならない。

(分担金の徴収方法)

第16条 条例第16条第1項の規定による分担金の徴収は、公設浄化槽の設置後に発行する納入通知書により、市長が別に定める期限内に行うものとする。

(分担金の徴収の猶予)

第 17 条 条例第 18 条の規定による分担金の徴収の猶予は、次の表の定めるところにより行うものとする。

徴収を猶予する場合		徴収を猶予する期間
1	災害により被害を受け分担金を納付することが困難な場合	2 年以内で市長が認める期間
2	盗難により被害を受け分担金を納付することが困難な場合	2 年以内で市長が認める期間
3	その他市長が必要と認めた場合	市長が必要と認める期間

2 条例第 18 条の規定による分担金の徴収の猶予を受けようとする受益者は、前条に規定する期間内に、別記様式第 13 号に徴収の猶予を受けようとする理由を証明する書類その他市長が必要と認める書類を添付して申請しなければならない。

3 前項の規定による申請を前条に規定する期間内にすることができなかつたことにつきやむを得ない事由があつたと市長が認める場合は、当該受益者は、同項の規定にかかわらず、当該期間の経過後相当の期間内において当該申請をすることができる。

4 市長は、第 2 項の規定による申請があつたときは、その内容を審査して徴収の猶予の可否を決定し、分担金の徴収を猶予するときは、別記様式第 14 号により当該受益者に通知するものとする。

5 分担金の徴収の猶予を受けた受益者は、その理由が消滅したときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

(分担金の徴収の猶予の取消し)

第 18 条 市長は、分担金の徴収の猶予を受けた受益者について、前条第 5 項の規定により徴収の猶予をした理由が消滅した旨の届出があつたとき、又は徴収の猶予を継続することが適当でないと認めるときは、その徴収の猶予をした分担金の全部又は一部についての徴収の猶予を取り消し、これを一時に徴収することができる。

2 市長は、前項の規定により徴収の猶予を取り消したときは、別記様式第 15 号によりその旨を当該受益者に通知するものとする。

(分担金の減免)

第 19 条 条例第 18 条の規定による分担金の減免は、次の表の定めるところにより行うものとする。

減免する場合		減免する額
1	受益者が生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による生活扶助を受けている場合	分担金の全額
2	受給者が中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）による生活支援給付を受けている場合	分担金の全額
3	その他市長が必要と認める場合	その都度市長が定める額

2 条例第 18 条の規定による分担金の減免を受けようとする受益者は、第 16 条に規定する期間内に、別記様式第 16 号に減免を受けようとする理由を証明する書類その他市長が必要と認める書類を添付して申請しなければならない

3 前項の規定による申請を第 16 条に規定する期間内にすることができなかったことにつきやむを得ない事由があったと市長が認める場合は、当該受益者は、同項の規定にかかわらず、当該期間の経過後相当の期間内において当該申請をすることができる。

4 市長は、第 2 項の規定による申請があったときは、その内容を審査して分担金の減免の可否を決定し、分担金を減免するときは、別記様式第 17 号により当該受益者に通知するものとする。

(地位の承継の届出)

第 20 条 条例第 19 条第 2 項の規定による届出は、別記様式第 18 号により行わなければならない。

(使用開始等の届出)

第 2 1 条 条例第 2 0 条第 1 項の規定による届出は、別記様式第 1 1 号により行わなければならない。

2 条例第 2 0 条第 2 項の規定による届出は、別記様式第 1 9 号により行わなければならない。

(適正な管理)

第 2 2 条 使用者及び受益者は、公設浄化槽の上部に建築物を建築し、工作物を設置し、又は竹木を植栽し、公設浄化槽の上部を資材置場等の用途に使用する等その他公設浄化槽の維持管理に支障があると認められる行為をしてはならない。

(使用料の減免)

第 2 3 条 条例第 2 5 条の規定による使用料の減免は、次の表の定めるところにより行うものとする。

減免する場合		減免する額
1	災害その他特別の事由により公設浄化槽を使用できなかった場合	その都度市長が定める額
2	災害その他特別の事由により公設浄化槽の使用料を支払うことが困難であると市長が認めた場合	その都度市長が定める額
3	その他市長が必要と認める場合	その都度市長が定める額

2 条例第 2 5 条の規定による使用料の減免を受けようとする使用者は、別記様式第 2 0 号に減免を受けようとする理由を証明する書類その他市長が必要と認める書類を添付して申請しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査して使用料の減免の可否を決定し、使用料を減免するときは、別記様式第 2 1 号により当該使用者に通知するものとする。

(浄化槽の帰属の申請)

第24条 条例第26条第1項の規定による申請は、別記様式第22号に、次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

(1) 次に掲げる事項を記載した縮尺300分の1以上の平面図

ア 帰属を希望する浄化槽、ブロワ及び電気設備の位置

イ 帰属を希望する浄化槽が設置されている土地内の建築物及び工作物の位置、土地の境界線並びにその土地に接する道路

ウ 水洗便所、浴室、台所その他の汚水の流出口のある施設の位置

エ 排水管渠^{きよ}及びますの配置、形状、寸法及びこう配

オ ポンプ施設の構造、能力、形状、寸法、位置等

カ 放流先、放流先までの経路その他放流先の概況

(2) 帰属を希望する浄化槽が設置されている場所及びその付近の見取図

(3) 当該申請の日以前1年間の清掃の記録及び浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第7条第1項又は第11条第1項の検査（以下「法定検査」という。）の結果書の写し

(4) 法第10条第3項の規定により浄化槽の保守点検を委託している場合にあっては、当該申請の際現に締結している保守点検委託契約の契約書及び当該契約に係る領収書の写し

(5) 浄化槽帰属同意書（別記様式第23号）

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 法第10条第3項の規定により浄化槽の保守点検を委託している場合の条例第26条第1項の規定による申請は、その委託に係る契約が終了する日の属する月の3月前の日が属する月中に行わなければならない。

(浄化槽の帰属の決定等)

第25条 市長は、条例第26条第1項の規定による申請があった場合において、当該申

請に係る浄化槽につき次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、当該浄化槽の市への帰属を決定し、別記様式第24号により申請者に通知するものとする。

- (1) 設置されている住宅に係る処理対象人員に適合する既設浄化槽であること。
- (2) 公設浄化槽として市に帰属した後、当分の間、これを廃止する事由が生じるおそれがないこと。
- (3) 当該申請の日以前1年間の保守点検及び清掃が適正に行われていること。
- (4) 当該申請の日以前1年間の法定検査の結果が不適正でないこと。
- (5) 帰属を希望する浄化槽及びブロワ等に補修工事の必要がないこと。
- (6) 周囲に当該浄化槽の維持管理に支障を及ぼす構造物等がないこと。
- (7) 帰属を希望する浄化槽が設置してある土地の無償使用について同意があること。
- (8) 放流先又は放流先までの経路に係る土地、家屋等に権利を有する者と適正な調整がなされていること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 前項の規定による決定に係る浄化槽は、当該決定をした日の属する月の翌月の初日（法第10条第3項の規定により浄化槽の保守点検を委託している場合は、その委託に係る契約が終了する日の翌日）に市に帰属するものとする。

（身分証明書）

第26条 条例第29条第2項の証明書は、別記様式第25号によるものとする。

（その他）

第27条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第24条、第25条及び別記様式第22号から別記様式第24号までの規定は、平成24年4月1日から施行する。

公設浄化槽設置申請書			
年 月 日			
(あて先) 新潟市長			
住 所			
(法人にあっては所在地)			
申請者 氏 名		印	
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)			
電話番号			
新潟市浄化槽事業条例第 3 条第 1 項の規定により，下記のとおり公設浄化槽の設置を申請します。			
設 置 場 所			
家 屋 の 用 途	①戸建専用住宅 ②共同住宅 (戸) ③併用住宅 (※)		
延 床 面 積	. m ²	住居部分以外の面積 ※併用住宅の場合	. m ²
使用予定人員	人		
工 事 区 分	①既存浄化槽・くみ取り槽からの切替 ②家屋の新築に伴う設置 ③家屋の増改築に伴う設置 ④その他 ()		
放 流 先	①道路側溝 ②水路 ③河川 ④その他 ()		
放流先の調整	調整先の名称：_____ (連絡先) 調整先担当者：_____ (調整日) 年 月 日		
家屋工事を行う予定の事業者名	(連絡先)		
排水設備工事を行う予定の業者名	(連絡先)		
着工希望年月日	年 月 日	使用開始希望年月日	年 月 日
特 記 事 項			

注 1 太線の枠内のみ記入してください。
2 ※印の欄は，使用用途を記入してください。(記入例：事務所，飲食店，小売店など)

受付番号 (公設浄化槽番号)	
-------------------	--

公設浄化槽設置同意書

年 月 日

（あて先）新潟市長

設置申請者 住 所

（法人にあつては所在地）

氏 名 印

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

電話番号

土地所有者 住 所

（設置申請者と土地所有者
が異なる場合に署名して
ください。）

（法人にあつては所在地）

氏 名 印

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

電話番号

新潟市浄化槽事業条例に基づく公設浄化槽の設置に関し、下記の事項について同意します。

- 1 排水設備は、申請者が市の定める基準に従い速やかに設置し、責任を持って管理することとします。
- 2 公設浄化槽の設置に係る土地は、設置及び維持管理に必要な範囲において当該土地を市が無償で使用できるものとします。また、当該土地に係る公租公課はこれまでどおり土地所有者の負担とします。
- 3 公設浄化槽の設置工事及び維持管理等に必要な限度において、市の職員又は市から委託を受けた者が当該土地へ立ち入ることを承諾します。
- 4 公設浄化槽を使用するにあたり、環境省関係浄化槽法施行規則第 1 条を遵守し、適正に使用します。
- 5 公設浄化槽の浄化槽本体又はブロワ等を移動し、又は撤去しようとする場合は、事前に市と協議します。また、自己の都合により浄化槽本体又はブロワ等を移動し、又は撤去する場合は、自己の負担により行います。
- 6 公設浄化槽が設置された土地、住宅の権利を移転する際には、公設浄化槽の設置及び使用に関する条件すべてを譲受人に継承させるものとします。

公設浄化槽設置決定（不決定）通知書

年 月 日

様

新潟市長 印

年 月 日付けで申請のあった公設浄化槽の設置について、下記のとおり決定したので、新潟市浄化槽事業条例施行規則第3条第4項の規定により通知します。

設 置 の 可 否	☐ 設置する ☐ 設置しない
設 置 場 所	
浄化槽の規模	
分 担 金 の 額	円
公設浄化槽番号	

教示

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に市長に異議申立てをすることができます。

また、この処分の取消しの訴えをする場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）提起することができます。ただし、異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

公設浄化槽設置工事計画承認書

年 月 日

（あて先）新潟市長

住 所

（法人にあっては所在地）

申請者

氏 名

印

（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

電話番号

年 月 日付けで依頼のあった公設浄化槽の設置工事計画に関し、内容に異議はなく、この計画を承認します。

公設浄化槽設置完了通知書	
年 月 日	
様	
新潟市長	印
公設浄化槽の設置が完了したので，新潟市浄化槽事業条例施行規則第 5 条の規定により，下記のとおり通知します。	
公設浄化槽番号	
設 置 場 所	
浄 化 槽 の 規 模	
設置工事完了年月日	年 月 日
工 事 の 内 容	

住宅規模等変更届出書				
年 月 日				
(あて先) 新潟市長				
住 所				
(法人にあっては所在地)				
届出者 氏 名 印				
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)				
電話番号				
公設浄化槽の設置を受けた住宅の使用規模等に変更事項があるので、新潟市浄化槽事業条例第 7 条第 1 項の規定により、下記のとおり届け出ます。				
公設浄化槽番号				
設 置 場 所				
住宅規模の変更	現在の 延床面積	. m ²	変更後の 延床面積	. m ²
居 住 人 員	現在の 居住人員	人	変更後の 居住人員	人
住宅用途の変更	現在の 住宅用途	☐ 戸建住宅 ☐ 共同住宅 ☐ 併用住宅 ()	変更後の 住宅用途	☐ 戸建住宅 ☐ 共同住宅 ☐ 併用住宅 () ☐ それ以外 ()
住宅工事時期	年 月 日から 年 月 日迄 (予定)			
浄化槽関連工事	☐ 有 ☐ 無		排水設備工事	☐ 有 ☐ 無

注 太線の枠内のみ記入してください。

公設浄化槽規模変更申請書				
年 月 日				
(あて先) 新潟市長				
住 所				
(法人にあつては所在地)				
申請者 氏 名 印				
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)				
電話番号				
新潟市浄化槽事業条例第 7 条第 2 項の規定により，下記のとおり公設浄化槽の規模の変更を申請します。				
公設浄化槽番号		設置場所		
現在の規模	浄化槽規模	人槽	使用人員	人
	家屋の用途 及び延床面積	①戸建専用住宅 ②共同住宅 (戸) ③併用住宅 (※)		
		延床面積 . m ²	住宅以外の面積 . m ²	
	放流先	①道路側溝 ②水路 ③河川 ④その他 ()		
変更後の規模	浄化槽規模	人槽	使用人員	人
	家屋の用途 及び延床面積	①戸建専用住宅 ②共同住宅 (戸) ③併用住宅 (※)		
		延床面積 . m ²	住宅以外の面積 . m ²	
	放流先	①道路側溝 ②水路 ③河川 ④その他 ()		
浄化槽工事を行う事業者名	(連絡先)			
浄化槽工事開始 予定年月日	年 月 日	浄化槽工事完了 予定年月日	年 月 日	
承諾事項	1 公設浄化槽の規模変更に係る工事は市の定める仕様に基づき申請者の負担で実施します。 2 新たに設置する浄化槽はこれまで同様に市の財産とし，公設浄化槽として市が維持管理することとします。			

注 1 太線の枠内のみ記入してください。
2 ※印の欄は，使用用途を記入してください。(記入例：事務所，飲食店，小売店など)

公設浄化槽規模変更決定（不決定）通知書

年 月 日

様

新潟市長 印

年 月 日付けで申請のあった公設浄化槽の規模の変更について、下記のとおり決定したので、新潟市浄化槽事業条例施行規則第 8 条第 4 項の規定により通知します。

規模の変更の可否	☐ 変更する ☐ 変更しない
工 事 着 手 日	年 月 日以降
現 在 の 規 模	
変 更 後 の 規 模	
変 更 後 の 公設浄化槽番号	

教示

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 0 日以内に市長に異議申立てをすることができます。

また、この処分の取消しの訴えをする場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）提起することができます。ただし、異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に提起することができます。

公設浄化槽移動等申請書	
年 月 日	
(あて先) 新潟市長	
住 所	
(法人にあつては所在地)	
申請者	氏 名 印
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)	
電話番号	
公設浄化槽の移動又は撤去を行いたいので、新潟市浄化槽事業条例第8条第1項の規定により、下記のとおり申請します。	
公設浄化槽番号	
設 置 場 所	
区 分	☐ 移動 ☐ 撤去
移動又は撤去の理由	
移動又は撤去の予定年月日	年 月 日
承 諾 事 項	1 公設浄化槽の移動・撤去に伴う工事は、市長の指示に従い実施します。 2 公設浄化槽の移動・撤去に伴う費用は、申請者の負担とします。
特 記 事 項	

注1 太線の枠内のみ記入してください。
2 ☐欄は、該当するものにレ印を記入してください。

排水設備等工事計画書兼変更工事計画書						
年 月 日						
(あて先) 新潟市長						
住 所						
(法人にあっては所在地)						
申請者 氏 名 印						
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)						
電話番号						
新潟市浄化槽事業条例第 1 1 条第 1 項又は第 2 項の承認を受けたいので，下記のとおり工事計画書又は変更工事計画書を提出します。						
設置場所						
工事区分	☐ くみ取便所改造	建物の	種類 用途		戸数	戸
	☐ 単独浄化槽撤去	居住人数		人	延床面積	m ²
	☐ 排水設備のみ	ポンプ施設等		有 ・ 無	メーカー名	
	☐ 新築					
予定工期	年 月 日から 年 月 日まで					
工事店名	(電話番号)					
設計者名	(電話番号)					
排水設備資金貸付申請	有 ・ 無					
上記の申請に係る排水設備工事の一切を下記の者に委任します。						
委任者		印				
受任者		印				
注 1 太線の枠内のみ記入してください。						
2 建物の種類・用途の欄は，具体的に記入してください。						
(記入例) 一般家屋，アパート，貸（借）家，兼用住宅（食堂），兼用住宅（事務所）						
添付書類 1 見取図，平面図，縦断面図及び構造詳細図						
2 ポンプ施設を設置する場合は，1 のほかその構造，能力，形状，寸法，位置等を表示した図面						
3 他人の土地を使用し，又は他人の排水設備等に接続する場合は，当該権利者の承諾を確認できる書類						
公設浄化槽番号		浄化槽設置工事完了年月日		排水設備承認番号		
		年 月 日				

排水設備等工事完了届出書兼公設浄化槽使用開始・再開・中止・廃止届出書 年 月 日			
(あて先) 新潟市長			
住 所 (法人にあっては所在地)			
届出者 氏 名			印
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)			
電話番号			
新潟市浄化槽事業条例第 1 3 条第 1 項 新潟市浄化槽事業条例第 2 0 条第 1 項 の規定により，下記のとおり届け出ます。			
承 認 番 号		承認月日	年 月 日
排水設備設置場所	新潟市		
使 用 者	住所 □同上		
	氏名 電話番号		
所 有 者	住所 □同上		
	氏名 電話番号		
竣 工 年 月 日	年 月 日		
排水設備の個数等	・使用世帯数 世帯(軒)・使用人数 人・便器個数 個		
排水設備の工事区分	☐ 汲み取り便所改造 ☐ 単独浄化槽撤去 ☐ 排水設備のみ ☐ 新築		
建物の種類又は名称	☐ 一般住宅 ☐ 集合住宅(種類・名称) ☐ その他 ()		
上水道番号(設置場所) (使用建物の上水道番号 を確認の上，必ず 2 項目以上 を記入してください。)	布設番号	メーター番号	お客様番号
工 事 施 行 業 者	担当者 電話番号		
備 考			

注 1 太線の枠内のみ記入してください。
2 ☐欄は，該当するものにレ印を記入してください。



地 緑色

直径 4 センチメートル

公設浄化槽分担金徴収猶予申請書	
年 月 日	
(あて先) 新潟市長	
住 所	
(法人にあつては所在地)	
申請者 氏 名	
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)	
印	
電話番号	
分担金の徴収の猶予を受けたいので、新潟市浄化槽事業条例施行規則第 1 7 条第 2 項の規定により、下記のとおり申請します。	
公設浄化槽設置番号	
設置場所	
受益者名	
徴収の猶予を希望する分担金の額	円
徴収の猶予を受けたい理由	
徴収の猶予を受けたい期間	年 月 日から 年 月 日まで

- 注 1 太線の枠内のみ記入してください。
- 2 設置場所の欄は、申請者の住所と異なる場合に記入してください。
- 3 受益者名の欄は、申請者と受益者が異なる場合に記入してください。

添付書類 上記の理由を証明する書類

例 り災証明書

公設浄化槽分担金徴収猶予決定通知書	
年 月 日	
様	
新潟市長 印	
分担金の徴収の猶予を決定したので、新潟市浄化槽事業条例施行規則第 1 7 条第 4 項の規定により、下記のとおり通知します。	
公設浄化槽設置番号	
受益者名	
承認番号	
徴収を猶予する分担金の額	円
徴収の猶予の期間	年 月 日から 年 月 日まで

公設浄化槽分担金徴収猶予取消通知書	
年 月 日	
様	
新潟市長 印	
分担金の徴収の猶予を取り消したので、新潟市浄化槽事業条例施行規則第 18 条第 2 項の規定により、下記のとおり通知します。	
公設浄化槽設置番号	
受益者名	
徴収の猶予を取り消す 分担金の額	円
分担金の納付期限	年 月 日
教示	
この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に市長に異議申立てをすることができます。	
また、この処分の取消しの訴えをする場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）提起することができます。ただし、異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に提起することができます。	

公設浄化槽分担金減免申請書	
年 月 日	
(あて先) 新潟市長	
住 所	
(法人にあつては所在地)	
申請者 氏 名	印
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)	
電話番号	
分担金の減免を受けたいので、新潟市浄化槽事業条例施行規則第 19 条第 2 項の規定により、 下記のとおり申請します。	
公設浄化槽番号	
設置場所	
受益者名	
減免を受けたい分担 金の額	円
分担金の減免を受け たい理由	

注 1 太線の枠内のみ記入してください。

2 設置場所の欄は、申請者の住所と異なる場合に記入してください。

3 受益者名の欄は、申請者と受益者が異なる場合に記入してください。

公設浄化槽分担金減免決定通知書

年 月 日

様

新潟市長 印

分担金の減免を決定したので、新潟市浄化槽事業条例施行規則第 1 9 条第 4 項の規定により、
下記のとおり通知します。

公 設 浄 化 槽 番 号	
設 置 場 所	
受 益 者 名	
承 認 番 号	
減免する分担金の額	円
減免後の分担金の額	円

公設浄化槽受益者変更届出書	
年 月 日	
(あて先) 新潟市長	
新受益者 住 所	
(法人にあつては所在地)	
氏 名	印
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)	
電話番号	
土地所有者 住 所	
(新受益者と土地所有者が異なる場合に署名してください。)	
氏 名	印
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)	
電話番号	
公設浄化槽の設置を受けた住宅について、受益者の変更があつたので新潟市浄化槽事業条例第 19 条第 2 項の規定により、下記のとおり届け出ます。	
公 設 浄 化 槽 番 号	
設 置 場 所	
受益者の変更年月日	年 月 日
受益者の変更の理由	
特 記 事 項	

注 1 太線の枠内のみ記入してください。

2 受益者の変更の理由の欄は、売買、相続、贈与等を記入してください。

公設浄化槽使用者変更届出書	
年 月 日	
(あて先) 新潟市長	
住 所	
(法人にあつては所在地)	
新使用者 氏 名	印
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)	
電話番号	
公設浄化槽の設置を受けた住宅を新たに使用することとなったので、新潟市浄化槽事業条例第 2 0 条第 2 項の規定により、下記のとおり届け出ます。	
公 設 浄 化 槽 番 号	
使用者の変更年月日	
使 用 人 数	

注 太線の枠内のみ記入してください。

公設浄化槽使用料減免申請書	
年 月 日	
（あて先）新潟市長	
住 所	
（法人にあつては所在地）	
申請者 氏 名	印
（法人にあつては名称及び代表者の氏名）	
電話番号	
使用料の減免を受けたいので、新潟市浄化槽事業条例施行規則第 2 3 条第 2 項の規定により、 下記のとおり申請します。	
公設浄化槽番号	
設 置 場 所	
使用料の減免を 受けたい理由	

注 太線の枠内のみ記入してください。

添付書類 上記の理由を証明する書類

例 り災証明書

公設浄化槽使用料減免決定通知書	
年 月 日	
様	
新潟市長 印	
使用料の減免を決定したので，新潟市浄化槽事業条例施行規則第 2 3 条第 3 項の規定により， 下記のとおり通知します。	
公設浄化槽番号	
設 置 場 所	
承 認 番 号	
使用料の減免を する期間	年 月 日から 年 月 日まで
使用料を減免す る割合	

浄化槽帰属申請書			
年 月 日			
(あて先) 新潟市長			
住 所			
(法人にあっては所在地)			
申請者 氏 名			印
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)			
電話番号			
私が所有する次の浄化槽を市へ帰属させたいので、新潟市浄化槽事業条例第 2 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり申請します。			
浄化槽設置場所			
住宅の使用用途 及び延床面積	①戸建専用住宅 ②共同住宅 (戸)		
	③併用住宅 (※)		
	延床面積 . m ²	住宅以外の面積 . m ²	
実 使 用 人 員	人	浄化槽の人槽	人槽
放 流 先	①道路側溝 ②水路 ③河川 ④その他 ()		
保守管理を委託 している業者名	(連絡先)		
委託契約の満了日	年 月 日		
現地調査希望日	年 月 日		
承 諾 事 項	1 浄化槽を帰属させた後、当分の間、当該浄化槽を撤去、移設及び廃止しないことを承諾します。 2 市長の指定する期日までに、申請者の責任で浄化槽内の汚泥を抜き取り、清掃をした後、引き渡します。		

注 1 太線の枠内のみ記入してください。

2 ※印の欄は、使用用途を記入してください。（記入例：事務所、飲食店、小売店など）

浄化槽帰属同意書

年 月 日

（あて先）新潟市長

帰属申請者 住 所

（法人にあっては所在地）

氏 名 印

（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

電話番号

土地所有者 住 所

（法人にあっては所在地）

（帰属申請者と土地所有者
が異なる場合に署名して
ください。） 氏 名 印

（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

電話番号

新潟市浄化槽事業条例に基づく浄化槽の帰属に関し、下記の事項について同意します。

- 1 排水設備及び屋外電気設備等，帰属させる浄化槽以外は申請者がこれまでどおり責任を持って管理することとします。
- 2 浄化槽が設置されている土地は，事業に必要な範囲において市が無償で利用できるものとします。また，当該土地に係る公租公課はこれまでどおり土地所有者の負担とします。
- 3 公設浄化槽事業の実施に必要な限度において，市の職員又は市から委託を受けた者が当該土地へ立ち入ることを承諾します。
- 4 公設浄化槽を使用するにあたり，環境省関係浄化槽法施行規則第 1 条を遵守し，適正に使用します。
- 5 帰属後に浄化槽本体又はブロワ等を移動し，又は撤去しようとする場合は，事前に市と協議します。また，自己の都合により浄化槽本体又はブロワ等を移動し，並びに撤去する場合は，自己の負担により行います。
- 6 帰属後に浄化槽が設置されている土地，住宅の権利を移転する際には，公設浄化槽の設置及び使用に関する条件すべてを譲受人に継承させるものとします。

浄化槽帰属決定通知書

年 月 日

様

新潟市長 印

あなたが所有する浄化槽の市への帰属を決定しましたので、新潟市浄化槽事業条例第 2 6 条第 2 項の規定により、下記のとおり通知します。

公設浄化槽番号	
帰 属 年 月 日	年 月 日
人 層 規 模	

別記様式第 2 5 号（第 2 6 条関係）

（表）

第	号	
	公設浄化槽事業従事職員証	
所 属		写真 印
職 名		
氏 名		
	年 月 日生	
	年 月 日	
	新潟市長	印

（裏）

- 1 この証票は、新潟市浄化槽事業条例第 2 9 条第 1 項に規定する立入検査を実施することのできる職員であることを示す証明書である。
- 2 この証票は、職務に従事中常に携帯し、関係者の請求のあったときは、これを提示しなければならない。
- 3 この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 4 この証票を破損又は紛失したときは、直ちに再交付を受けなければならない。